令和５年５月 15 日

保護者　様

三 島 市 教 育 委 員 会
三島市立徳倉小学校長

新型コロナウイルス感染症または季節性インフルエンザによる出席停止手続きについて

軽暑の候、保護者の皆様におかれましては、学校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和５年４月 28 日に文部科学省より示された「５類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」を受け、三島市でも５月８日以降の感染症対策についてお知らせしたところです。

このことに伴い、出席停止手続きについて、下記のとおりとしますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

１　お子様が新型コロナウイルス感染症または季節性インフルエンザという診断を受けた際は、学校に連絡をしてください。これにより出席停止の扱いとします。

２　出席停止期間について（学校保健安全法施行規則第 19 条第２項）

新型コロナウイルス感染症	季節性インフルエンザ
「**発症した後５日を経過し、かつ、**症状が軽快した後１日を経過するまで」 ※発症した日を０日として、そこから５日間（計６日間）は登校できません。また、症状が軽快して過ごせる日を１日経過する必要があります。	「**発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで**」 ※発症した日を０日として、そこから５日間（計６日間）は登校できません。また、平熱となった日を解熱０日目とし、平熱で過ごせる日を２日間（幼児にあっては３日間）経過する必要があります。

３　出席停止期間の体温の記録について

出席停止期間は、現在学校で使用している「リーバー」に毎日午前と午後の２回体温を入力するようお願いします。

お子様の停止期間の様子をご家庭で確実に確認してくださいますようお願いします。

問い合わせ先
三島市教育委員会学校教育課
電話番号　９８３－２６７１
三島市立徳倉小学校（宇津木）
電話番号　９８６－０１８０